

医学研究・健康増進活動等助成選考委員会規程（抜粋）

第1条(名称)

本委員会は、一般財団法人愛知健康増進財団(以下「財団」という。)定款第48条第3項及び助成金規程第5条第2項の規程により医学研究・健康増進活動等助成選考委員会と称する。

第3条(目的及び事業)

本委員会は、財団の医学研究・健康増進活動等に対する助成について、助成金が適正かつ有効に利用されるために、助成対象研究の選考を行う。

第4条(委員)

本委員会の委員は、学識経験者及び財団理事並びに財団診療所長をもって構成し会長が委嘱する。

第6条(委員長)

本委員会に委員長をおく。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 4 委員長は、委員の中から互選により選出する。

第7条(委員会)

委員会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず書面をもって委員の意見を求めることにより、決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。
- 3 委員長は、他の学識経験者等に対して委員会への出席を求め、資料の提出、意見・説明その他必要な協力を求めることができる。

個人情報の取扱い

- ① 当財団が当該助成に関して取得する個人情報は、当該助成に関する業務に必要な範囲内で取り扱います。
- ② 当財団は本助成が決定した場合、決定者に関する情報を事業報告書及び各種報告書等に公開します。
- ③ 助成申請書等は、採否にかかわらず返却いたしません。

助成申請書提出先・お問い合わせ先

一般財団法人 愛知健康増進財団 総務課

〒462-0844 名古屋市北区清水一丁目18番4号

TEL 052-951-3331(代) FAX 052-962-3278(代)

E-mail akenkou@ahpf.or.jp

URL <https://ahpf.or.jp/>